

# 企画競争説明書

業務名称：アルゼンチン国アルゼンチン一品のコンセプトに沿った  
市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェ  
クト（計画フェーズ）

案件番号：190029

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年3月20日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年3月20日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：アルゼンチン国アルゼンチン一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブ  
バリューチェーンの構築プロジェクト(計画フェーズ)

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年6月上旬～2020年6月中旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

#### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

##### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2019年3月27日（水） 12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年4月1日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年4月5日（金） 12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) ARS 1 = 2.851210 円
- b) US\$ 1 = 110.700000 円
- c) EUR 1 = 125.991000 円

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／地域開発
- b) バリューチェーン振興

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.85 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下の差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年4月30日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### （1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていくこと。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調

達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン・コンサルタント等の調達」  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地域開発又は一村一品に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（業務主任者／地域開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：地域開発又は一村一品に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アルゼンチン 及び中南米での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：西語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 バリューチェーン振興】

a) 類似業務の経験：流通、マーケティング及びバリューチェーン等に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アルゼンチン 及び全世界での業務の経験

c) 語学力：語学評価せず

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（ ）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価表

別紙

## アルゼンチン国アルゼンチーニー村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト（計画フェーズ）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／地域開発	(34.00)	( )
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：バリューチェーン振興	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



### 第3 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. プロジェクトの背景

アルゼンチンは一人当たり国民総所得が11,960ドル（2016年、世界銀行）に達する南米地域の主要国でありながら同国のジニ係数は42.4%（2016年、世界銀行）であり、とりわけ貧困率が30～40%に達する北部地域における貧困・所得格差の解消が喫緊の課題となっている。2015年12月に発足したマクリ政権は前政権の大衆迎合的な政治経済モデルから自由開発経済へ政策転換を行った。これと呼応して保健・社会開発省においても、従来の社会的弱者保護・補助金政策から生産活動支援・地域人材育成を通じた地域の自立的発展を促す政策への転換が必要とされている。このような状況から、2017年5月のマクリ大統領来日時の両国首脳会談において、一村一品<sup>1</sup>運動の考えを活用した地方開発について言及があり、JICAに対して協力が要請された。

保健・社会開発省は地域社会において草の根経済に従事する人々の中でも組織化されたグループをソーシャルエコノミーグループ<sup>2</sup>と呼んで支援の対象とし、これらのグループの自立的な経済活動強化を目的とした支援を行っている。具体的な支援としては、農産加工品や伝統工芸品などを生産する生産者への機材供与、技術研修・組織力強化・販売促進、小規模な事業起業のためのインキュベータープログラムなどがあるが、これらのプログラムは必ずしも市場のニーズにあった商品の開発や商品の付加価値化に結び付いていない。また現場においては保健・社会開発省や他省庁による多数の単発的な支援が混在しており、持続性や支援の成果の評価が十分になされているとは言い難い。

このことから本プロジェクトではターゲットとする市場のニーズを反映した農産加工品/伝統工芸品/農村観光商品などの開発及び地域の特徴を活かした商品のブランディング化を行う。特に商品の生産から市場での販売に至るバリューチェーンの形成において、社会包摂性（インクルーシブネス）をひとつの付加価値としながら多くのプログラム・関係者をつなぐ。同時に保健・社会開発省・対象州自治体の調整能力を強化して既存の支援プログラム間の連携を促進し、それらの支援を活用して商品の付加価値を高めつつ、より包括的・戦略的な地域開発の実践を目指す。

#### 2. プロジェクトの全体概要

##### （1）プロジェクト名

アルゼンチン一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト

##### （2）上位目標

地域開発を担うソーシャルエコノミーグループと支援機関の能力が強化される。

<sup>1</sup> 英語ではOne Village One Product, OVOPと訳している。

<sup>2</sup> アルゼンチンでは一般的企業活動によらない草の根経済活動もひとつの“経済”であると認識してそれを大衆エコノミーと呼んでいる。さらに大衆エコノミーの中でも何等かの形で組織化された人々をソーシャルエコノミーグループと呼び、受容能力と持続性の観点から支援の対象としている。本事業ではソーシャルエコノミーグループを「相互扶助と参加意識に重きつつ商品を生産或いはサービスを提供する人々のグループのことであり、組合、生産者ネットワークといった形で組織され、法人格を持たない場合もあるグループ」と定義する。

### (3) プロジェクト目標

アルゼンチン OVOP のコンセプトに沿った市場志向型のインクルーシブなバリューチェーンが構築される。

### (4) 期待される成果

成果 1: OVOP アルゼンチンの活動を実施するための体制、コンセプト、計画が作成される。

成果 2: OVOP アルゼンチンの活動を調整する中央政府・州・郡レベルの関係者の能力が強化される。

成果 3: OVOP アルゼンチンのイニシアティブ<sup>3</sup>の商品・サービスが開発・改善され、プロモーション活動が行われる。

成果 4: OVOP アルゼンチン活動の改善と普及のために経験を共有する。

### (5) 対象地域

サルタ州、カタマルカ州、ミシオネス州、ブエノスアイレス州の 4 州に加えてチャコ州またはコリエンテス州のどちらか 1 州<sup>4</sup>の合計 5 州

### (6) カウンターパート (CP) 機関<sup>5</sup>

プロジェクト実施機関：保健・社会開発省ソーシャルエコノミー局（Ministerio de Salud y Desarrollo Social, 以降 MDS）及び MDS 各州事務所

協力機関：対象地域 2. (5) の政府担当部局

### (7) プロジェクト実施期間

プロジェクト全体期間は 2019 年 6 月～2024 年 6 月を予定している。

なお、本プロジェクトは計画フェーズ（約 1 年間）と実施フェーズ（約 4 年間）に分けて実施する。本業務は計画フェーズの業務のみの契約であり、成果 1 に関する活動の支援に該当する。実施フェーズにおける日本側の体制は計画フェーズで作成される計画及び投入に基づき JICA が決定する。

## 3. 業務の目的

計画フェーズに該当する本業務の目的は、プロジェクト実施機関・対象州政府の担当部局がプロジェクト実施のための体制を構築し、アルゼンチン OVOP のコンセプトを策定し、市場志向型のインクルーシブバリューチェーンを構築するための活動計画の策定を支援することである。

## 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2018 年 11 月 28 日にアルゼンチン政府と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「アルゼンチン一村一品のコンセプトに沿った市場志向型インクルーシブバリューチェーンの構築プロジェクト」の枠内で、「3.

<sup>3</sup> 一村一品活動を行う生産者グループのこと。PDM ではより正確に、イニシアティブを「独自の商品、サービス、アイディアを通して地域開発を推進する組織、組合、又は人々のグループ」と定義している。

<sup>4</sup> 本業務従事者の派遣開始前までに決定される予定。

<sup>5</sup> 各州におけるプロジェクトの実施は、MDS 各州事務所と州政府担当部局（商工局、観光局など）が実施することになる。以降、MDS 中央・各州事務所、各州政府担当部局をまとめてカウンターパート(CP)と呼ぶ。

業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 業務の期間

前述のとおり、本業務はプロジェクト期間のうち計画フェーズ(2019年6月～2020年6月)を対象として実施する。

### (2) 本業務のコンセプト

本業務は、CPが日本・他国の一村一品の経験を理解したうえで、自らが作成するOVOPアルゼンチンのコンセプトに基づいた、プロジェクト実施のための活動計画の策定を支援することである。計画フェーズの狙いはこれらの作業をじっくりと1年間かけて行うことで、CPがプロジェクトを“JICAのプロジェクト”から“自分のプロジェクト”とし、オーナーシップをもって実現可能かつ自国の現状に即した計画内容を作成することで、続く4年間の実施フェーズをスムーズに実施することにある。よって、本業務従事者は、限られた現地業務期間のなかでOVOPアルゼンチンのコンセプトや行動計画をCPの代わりに作ってしまうことがないよう留意したうえで、CPへの必要な情報提供、ファシリテーションを行うことでCPの気づきやオーナーシップの醸成を促すことが求められる。同時に適宜次期現地渡航までの期間にCPがまとめておくべき情報、所属機関内で調整しておく事項、作っておくべきドラフト案などの「課題」を提示し、CPがみずからプロジェクトの主体となって行動することを促す工夫をする。業務従事者は国内業務期間を利用してSkype等でMDSを通してCPの進捗を確認し、次期渡航の業務に必要な計画を練る。

業務従事者は作られる活動計画に沿って必要に応じ、プロジェクトのPDM,POの改定案を提出する。活動計画・PDM/POの変更案の作成に関してはJICA農村開発部・アルゼンチン事務所と相談のうえ、実施する。

### (3) 市場志向型のインクルーシブなバリューチェーンとは<sup>6</sup>

MDSの支援対象はソーシャルエコノミーグループ（脚注2を参照）にあることから、より多くの住民参加を実現させた形での「インクルーシブな」バリューチェーンを構築することが求められている。同時にCPが従来の弱者保護的な視点だけに偏らないよう、また地域の資源を活かすだけで市場にとって魅力のないモノづくりに陥らないよう、「市場志向型（Market Oriented）」の一村一品としていく必要がある。本プロジェクトにおいてこの二つの視点は重要な二軸となることから案件名及びPDMの指標として明示化されている。

バリューチェーンは、従来は産業連関における自社の比較優位・競争力強化に向けた分析や大規模な穀物バリューチェーンといった文脈で使われることが多い。他方本プロジェクトにおいては、バリューチェーンという言葉を導入することで生産・加工・流通・消費までの一連の流れについての関係者間・特に生産者の意識喚起、見える化を行い、サプライチェーン上の関係者を市場までつなぎあわせ、さらにそれぞれ

<sup>6</sup> 日本・海外における「一村一品」の過去の取組においては、地域の資源の活用を優先するあまり市場ニーズがないものを生産する、又はモノづくり・商品開発のみに特化し、地域住民を巻き込んだ地域振興に向けた能力開発まで至らない例が散見されるため、本プロジェクトでは一村一品を通して実現すべき実質的な中身をプロジェクト名に入れている。

の段階での価値（技術的付加だけでなく、社会的・環境的な価値など以下5.(4)でまとめられるOVOPアルゼンチンとしての価値が加えられる）を付与することで最終製品の市場価値を高めることを目指している（以下図1を参照）。

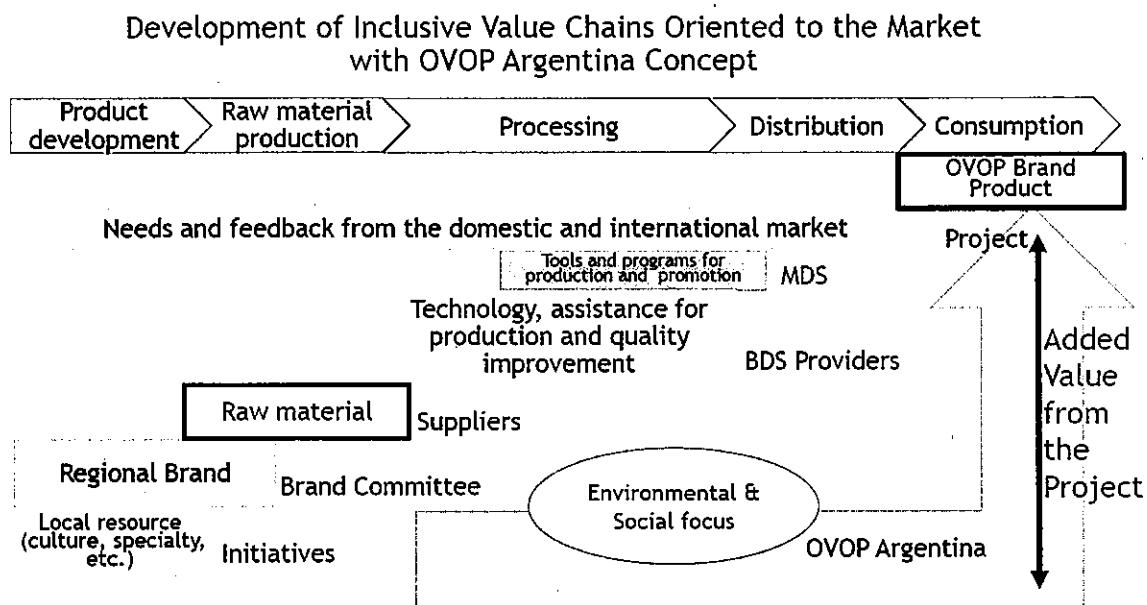


図1 市場志向型のインクルーシブバリューチェーン

#### (4) アルゼンチンOVOPのコンセプト作り

プロジェクト活動を進めていくためには5.(3)の視点をより具体化させ、かつアルゼンチンの文脈に沿った「アルゼンチンOVOPのコンセプト」を作ったうえで一村一品運動を進めていく必要がある。業務従事者は日本の地域開発の経験、JICAの実施した各国における地域開発、一村一品、中小企業支援等のプロジェクトのグッドプラクティスをCPへ紹介し、アルゼンチン側との協議のうえ、アルゼンチンの目指す「アルゼンチンOVOP」のコンセプトをまとめる支援を行う。コンセプトの作成にあたっては、JICAアルゼンチン事務所・農村開発部とも十分協議の上作成支援を進める。

一村一品自体の定まった方法論は存在しないが、同じ南米地域スペイン語圏でJICAが実施している「一村一品コロンビア推進プロジェクト（以降OVOPコロンビア）」では、OVOPを実践するための戦略ペーパー及びその添付であるガイド、マニュアル類が作成されているため、本業務においてもこれらを活用することが推奨される<sup>7</sup>。OVOPコロンビアの戦略ペーパーとガイド類は第4章4.の公開資料を参照。

#### (5) 支援するイニシアティブ数（対象地域の選定）

ひとつのイニシアティブは小さな市、町、村の規模を想定している。各州内で当初支援を行いうイニシアティブ数は2-3個を想定しているが、実際に各州で支援対象とするイニシアティブ数は支援する側となるMDS各州事務所や各州政府の動員できるリソースを勘案したうえで、現実的な数が計画に盛り込まれるよう、業務従事者はCP

<sup>7</sup> 例えば、OVOPコロンビアでは戦略ペーパーにOVOPコロンビアのコンセプトをまとめ、かつ運動のスローガンを”Mi pueblo, mi producto, mi orgullo (my village, my product, my pride)”に設定することで、プロジェクトのコンセプトをわかりやすく示した。

による選定プロセスのファシリテーションを行う。実施フェーズにおいても JICA 専門家がこれらのイニシアティブへ直接技術指導をするのではなく、アルゼンチン側が指導を行うことを CP に強く認識させることが重要となる（5。（7）を参照）。

#### （6）ワークショップの実施と活動計画策定支援

活動計画の策定のためには、「一品」の候補となる地域の資源・素材探し、各州プランディングプラン（案）の作成、ターゲット市場の設定、フラッグシッププロダクト<sup>8</sup>の選定基準の設定等のワークショップを行う。これらの方法論は OVOP コロンビアで作られた戦略ペーパーやガイド類の活用を参考としながら、コロンビアの方法論をさらに進化させたもの及び他国での知見を踏まえた業務従事者による提案が推奨される。実施するワークショップの具体的な内容についてはプロポーザルにて提案のこと。

#### （7）MDS 以外の支援機関との連携

アルゼンチンにおいては、中小規模の生産者を支援する公的・民間の機関やプログラムが数多く存在する（国立工業技術院、国立農牧技術院、副大統領府の生産者支援プログラムなど。詳しくは配布資料の詳細計画策定調査報告書を参照。）。実施フェーズにおいては、これらの BDS-P<sup>9</sup>がイニシアティブへの個別具体的な支援を行うことを想定している。尚、MDS 中央や各州事務局の職員は、BDS-P とイニシアティブをつなげる場づくり、OVOP 活動の推進等を担う「ファシリテーター<sup>10</sup>」として位置づけられているが、MDS も多数の生産者支援プログラムを持つため、場合によっては MDS 自身も BDS-P と成り得る。実施フェーズにおいては、JICA 専門家はプロジェクトの全体のマネジメント、MDS 中央が自身で OVOP 活動を続けていくためのアドバイス、日本の自治体・企業とのマッチングの場の提供等を行う。活動計画はこの構図を前提として作られる必要がある。

#### （8）第三国研修（コロンビア）、本邦研修の実施<sup>11</sup>

CP が OVOP のイメージを掴むために、計画フェーズ開始後早い段階でコロンビアにおける第三国研修を実施する（現場視察、OVOP コース受講等を内容とした 1 週間程度を想定）。本業務従事者は、研修前の予習及び研修を踏まえての OVOP アルゼンチンのコンセプトの修正・活動計画案の修正等を支援する。

計画フェーズの後半では本邦研修を実施し、日本における地域開発について学ぶとともに CP の実施フェーズにおける活動計画の詳細を議論し、最終化する（視察・計画作り合計で 2 週間程度を想定）。本邦研修にて活動計画の策定を完了できるよう、

<sup>8</sup> OVOP を単なるモノづくりの活動ではなく、地域住民を巻き込んだ地域開発の活動に展開させていくためには、地域の多くの人から共感・賛同を得られ、地域の誇りとなる商品・サービスとなる「一品（=フラッグシッププロダクト、Product Bandera）」を選ぶことを想定している。まずはフラッグシッププロダクトを優先的に支援して成功例を作り、その商品・サービスに関連するその他の商品・サービスへバリューチェーンを広げていくことでより多くの関係者が裨益するようになることを目指している。フラッグシッププロダクトは、OVOP コロンビアの場合は、地域の伝統的な蒼細工から砂漠を使った天体観光までその規模は様々である。

<sup>9</sup> Business Development Service Providers の略。生産者の経営、技術、資金面の課題に対して支援する公的、民間の機関、プログラム、又は組織を指す。

<sup>10</sup> 配布資料中の PDM 和文、の成果 2 に関する活動を参照

<sup>11</sup> 本邦研修の実施にあたっては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017 年 6 月版）」を参照のこと。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

業務従事者は事前に参加者による行動計画のドラフト作成を支援する。

#### (9) ジェンダー・青少年に関する課題

MDS にとってジェンダー・青少年分野はインクルーシブなバリューチェーンを構築していく上で非常に関心が高い分野である<sup>12</sup>。業務従事者は計画フェーズを通して MDS とこの点について議論を重ね、行動計画への反映を検討し、必要に応じて本プロジェクトの PDM の指標の修正提案、PO への反映提案を行う。

#### (10) 特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成にあたっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- (a) CP のオーナーシップ醸成を促進するための工夫
- (b) 「一品」の候補となる地域の資源・素材探しワークショップ、各州プランディングプラン作りその他コンセプト・行動計画策定までに必要な方法論について、コロンビア OVOP の手法からさらに発展させるべき点
- (c) 成果 1 以外の活動：本業務は基本的にプロジェクト PDM の成果 1 に関連する活動を対象としているが、プロジェクトの全体像を把握したうえで本業務期間中に実施すべきと判断されるものがある場合には、提案が可能である。

### 6. 業務の内容

#### <国内業務>

##### (1) 業務の基本方針の作成

詳細計画策定調査報告書等をふまえ、プロジェクト全体像を把握する。コロンビア、キルギス等の他国で JICA が実施する一村一品の報告書を読み、JICA 農村開発部と業務の方向性について打ち合わせを行う。本業務（計画フェーズ）の基本方針・方法、業務工程計画等（和文）を作成し、CP へ説明が必要な点についてはワーク・プラン（西文）に取りまとめる。業務従事者がプロポーザルにて提案した一村一品実施のための具体的な方法論に沿って PDM、PO に変更を加えるべき点があれば JICA と協議の上修正を加え、モニタリングシート及び PDM、PO Ver.1 としてセットする<sup>13</sup>。

##### (2) 本邦研修の準備・実施

本邦にて、日本の地域開発経験について学ぶための視察・講義<sup>14</sup>（1週間程度）、活動計画の議論・最終化（1週間程度）のための研修を実施する。6. 業務の内容のうち<現地業務>（6）の最終段階として、本邦研修にて活動計画を最終化できるよう、それまでに参加者によるドラフト作成を支援する。

本業務従事者は、CP と協議しつつ、研修対象者の人選（15 名程度）、研修内容の

<sup>12</sup> 若者の都市部への流出や若年層の非行を防ぎ、将来的な地域社会の担い手となる人材を育成していく観点から、青少年を巻き込んだインクルーシブな地域開発を進めていくことが重要視されている。MDS 内には国立青年開発院（INJUVE: Instituto Nacionanal de Juventud）があり、脆弱層の青少年向けの雇用・企業支援や生産プログラムを実施していることから、本プロジェクトの実施フェーズにおける連携が推奨される。

<sup>13</sup> 例えば、現 PO 中の活動 2.4 や 3.3 については、計画策定前に実施すべき活動として一部を計画フェーズの活動へ含める可能性がある。

<sup>14</sup> 視察先は大分県の一村一品活動に限定する必要はなく、日本の各地方自治体が実施している地域創成、地域振興のための様々な活動からの提案が可能。現時点では仮案として 2019 年 11 月～2020 年 1 月の間の時期で JICA 関西センターでの実施を検討しているが、業務従事者からの提案内容と実施時期によっては変更が可能。

検討、講師の選定、日程の調整等を行うとともに、研修に同行して実施管理を行う。本邦研修へは一部 JICA 農村開発部からも同行するため、内容、日程等については事前に JICA と確認・調整すること。

#### <現地業務>

##### (3) プロジェクトの立ち上げ、キックオフワークショップの実施

- (a) M/M および R/D で合意された本プロジェクトの枠組み (PDM, PO, 実施体制など) について MDS と確認する。
- (b) MDS 中央・州事務所及び各州政府関係者から成るコアメンバーチームを組成する。
- (c) 作成したワーク・プラン（西文）について CP と確認・協議を行う。
- (d) プロジェクトを実施する上で必要な一村一品、地域プランディングを通した地域振興、バリューチェーン振興、マーケティング等についてのワークショップを行う。

ワークショップの規模は以下を想定する。開催場所ブエノスアイレス社会開発省会議室、合計 5 日、参加者 25 名(社会開発省中央 10 名、各州から 15 名)。各州からの参加者の経費については本業務の契約内から支出することとし、経費単価については 6.(5)を参照。

##### (4) OVOP アルゼンチンのコンセプトの作成支援

ワークショップ、コロンビア第三国研修、本邦研修等を踏まえて OVOP アルゼンチンで目指すもの、実施手法の大枠等をコンセプトとしてとりまとめるためのファシリテーションを行う。このコンセプトについては第三国・本邦研修などの各段階を通じて修正を加えていくべきものであるため、プロジェクト開始直後から少しづつ CP が手を動かしてドラフトを作成していくよう、支援を行う。また計画フェーズ終了時にできあがったコンセプトは、実施フェーズでの経験・教訓をふまえて修正していくことを前提としている。

##### (5) コロンビア第三国研修の準備・実施・フォローアップ

コロンビアで実施中の一村一品プロジェクトについてその手法等を事前に CP と学習のうえ、コロンビアのプロジェクトを視察し、CP が目指す地域開発のイメージと OVOP アルゼンチンのコンセプト作りのためのアイディアを得ることを支援する。コロンビアでは現在国家職業訓練庁 (SENA: Servicio Nacional de Aprendizaje) を CP として戦略ペーパーを基に作成した OVOP コースを実施しており、現場訪問に加えて本コースの受講も計画する。特にこの OVOP コースについては、実施フェーズにおける成果 2 の OVOP 活動を推進するファシリテーター (MDS 中央・州事務所、州政府関係部署職員などを想定) 養成のために重要な参考となる。コロンビアでの研修は 1 週間程度を想定している。コロンビアで活発な質問・議論がされるよう、ある程度のコンセプト案、活動計画案を CP が作成した状態でコロンビアの研修に参加すること、支援すること。

本業務従事者は、CP と協議しつつ、派遣対象者の人選 (15 名程度を想定) をし、OVOP コロンビアの専門家・コロンビア支所と調整の上、研修内容の調整、航空券の手配、コロンビアでの宿舎・移動手段確保等を行い、研修に同行して実施管理を行う。研修への参加経費については本業務の契約内から支出することとし、単価は 6. (5)

を参照。

研修実施後はフォローアップを行い、コロンビアで得た気づきや学びを基にOVOPアルゼンチンのコンセプトや活動計画への反映支援を行う。

#### (6) 活動計画の作成ためのワークショップの実施、活動計画策定支援

活動計画作成の準備作業として、「一品」の候補となる地域の資源・素材探しのワークショップ、州としてのプランディングプラン（案）作り、ターゲット市場の設定、フラッグシッププロダクト（案）選定等のためのワークショップを実施し、これらをふまえてCPが活動計画を策定する支援をする。各ワークショップがスムーズに実施できるよう、本業務従事者はプロジェクト開始後の各派遣にてドラフト案をCPと協議し、CPへ次回の現地渡航までの「課題」としての情報収集、所属機関内調整等を求める工夫を行う。また、国内作業期間中にもSkype等を利用してMDSを通してCPと連絡をとり、アルゼンチン側の進捗を確認して時期渡航の業務内容に反映する。

活動計画については各州によって内容が異なるため、MDS中央の計画、各州の計画が作られることを想定している。活動計画の内容として、スケジュール、各活動の責任者、参加者の役割・責任、インプットが明確かつ実現可能なものとなるようとする。活動の主体はCP及び関連BDS-Pであり、JICAや他ドナーからの過剰なインプットを想定したものとならないようにし、実施フェーズにてJICA専門家が担うべきファシリテーション、アドバイス等を明確にする。

ワークショップは以下の規模を想定する。開催場所、各州州政府会議室、各州につき4日、参加人数15名程度。本ワークショップへのアルゼンチン側参加者の参加経費のJICAからの支出は想定しない。

#### (7) 本邦研修のフォローアップ、活動計画の実施状況の確認、見直し

本邦研修のあと、CPは自ら作成した活動計画に基づいて活動を実施する（2-3か月間を想定）。計画の開始・実施については本業務従事者による支援は行わない。この期間はいわば計画の試行期間にあたり、計画内容の実現性、CPの実施能力を測る期間となる。本業務従事者は最終現地派遣前までに実施された計画内容について、CPと評価・協議を行い、必要な修正を計画へ反映するための支援を行う。またこれらの作業を踏まえてCPとPDM,POの見直しを行い、2年目以降の実施フェーズで用いるPDM,POの修正点をCPと検討し、JICAへ提案する。

#### (8) ベースライン調査の実施

ベースライン調査では対象州の経済的データ、フラッグシッププロダクトを生産するイニシアティブに関するソーシャルエコノミーグループのデータ・特性、BDS-Pの情報など基本的な情報を収集する。ここでのベースライン調査はCPによる基礎的な情報のとりまとめ、関係者からの聞き取りを通じた小規模なものを想定している。また、関係者からの聞き取りや関係者自身の情報の把握により、イニシアティブを取り巻く状況への気づきの促進も狙いとしている。これらの情報は実施フェーズにおけるフラッグシッププロダクトの選定の分析やPDMの指標のモニタリングに活用される。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

レポート名	記載事項	提出時期	部 数
業務計画書	共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
ワーク・プラン	業務計画書の中で CP へ説明が必要な項目を西語で記載	第一次現地渡航前	西文：3 部
プログレス・レポート	活動の進捗・研修の結果及び教訓、今後の課題・検討事項を提言。様式自由。	6.(2)の業務終了後 2 週間以内。	和文：3 部
モニタリングシート	CP 機関と合同で作成。活動の進捗(投入、成果等)、活動計画・内容の変更(計画に対する進捗程度、変更点等)を記載。なお、案件開始時には、R/D に添付された PDM、PO を基に必要に応じ修正を加えモニタリングシート Ver.1 をセットする	案件開始時点含む 6 か月毎。	和文及び西文電子版で提出。
業務完了報告書	本業務の結果をまとめたもの。	契約終了時	和文：3 部 西文：3 部 (要約のみ) 簡易製本

業務完了報告書については以下の項目を記載する。

- (a) 要約
- (b) OVOP アルゼンチンコンセプト、ベースライン調査結果、活動計画等 CP と協働で作成したもの
- (c) 活動内容
  - 現地におけるセミナー・研修、本邦研修・第三国研修結果等、業務の中で実施した活動と結果を記載する。
- (d) 業務実施上の課題・工夫・実施フェーズにおける留意点・教訓
  - (添付資料)
    - a) 業務フローチャート
    - b) 業務人月表
    - c) モニタリングシート
    - d) 研修員受入れ実績
    - e) 改定 PDM、PO 案
    - f) 合同調整委員会 (JCC: Joint Coordinating Committee) <sup>15</sup>議事録等
    - g) その他調査活動、結果

<sup>15</sup> JCC 構成メンバーについては注 16 を参照。

(2) 議事録等

アルゼンチン側と行う重要な協議については、概要を議事録に取りまとめ送付又はJICA農村開発部に速やかに報告する。

(3) その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

本業務は、2019年6月から2020年6月までの実施を想定している。

### 2. 業務量の目安と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目安

合計 約 14 M/M

#### （2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 業務主任者／地域開発（2号）
- 2) バリューチェーン振興（3号）（語学力評価せず）
- 3) 地域開発研修

### 3. 相手国の便宜供与

#### （1）MDS 内カウンターパートの配置<sup>16</sup>

- ・プロジェクトダイレクター：保健・社会開発省ソーシャルエコノミー総局副大臣
- ・副プロジェクトダイレクター：保健・社会開発省計画総局国際協力局長
- ・プロジェクトマネージャー：保健・社会開発省ソーシャルエコノミー総局大衆エコノミー局長

（2）プロジェクト事務所の提供：保健・社会開発省ソーシャルエコノミー総局内のスペース、インターネット

（3）カウンターパート資金：CP の出張費、活動費など

### 4. 公開資料・配布資料

#### 【公開資料】

##### （1）本プロジェクト事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018\\_1800237\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1800237_1_s.pdf)

（2）コロンビア共和国「一村一品コロンビア推進プロジェクト」戦略ペーパー及びガイド・マニュアル類（西語）<sup>17</sup>

<https://portalterritorial.dnp.gov.co/AdmHerramientasGes/MenuHerGestion>

<sup>16</sup> JCC のアルゼンチン側メンバーは、これらの 3 名に加え、外務省国際協力局代表者、必要に応じて関連機関代表者。

<sup>17</sup> コロンビア国家企画庁ポータルサイト。一番下の Guías para implementar la metodología OVOP Colombia para desarrollo local の CONSULTE AQUI をクリックのこと。

## 【配布資料】

- (1) 本プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- (2) 本プロジェクト R/D
- (3) コロンビア共和国「一村一品コロンビア推進プロジェクト」戦略ペーパー及びガイド・マニュアル類の見取り図

## 5. 再委託/現地再委託

再委託/現地再委託を行うことが適當と考えられる調査については、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は本見積とする。

## 6. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務に関しては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全対策

コンサルタントは、現地作業期間中、安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA アルゼンチン事務所、在アルゼンチン国日本大使館において継続的かつ十分な情報収集・共有を行うとともに、現地作業時の安全確保のためのアルゼンチン側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分行うこと。また JICA アルゼンチン事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取ることとし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

### (3) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014 年 10 月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑惑事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### (4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定している。

### (5) 必要経費の単価

アルゼンチン国内でのワークショップ及びコロンビアでの第三国研修でアルゼンチン側参加者の必要経費を本業務の契約から支出する場合は以下の単価を利用することとする。

	日当	宿泊	航空賃
アルゼンチン国内 研修	1,600 円/日	9,700 円/泊	ブエノスアイレス ⇄ 地方都市間 往復 30,000 円
コロンビア第三国 研修	3,200 円/日		ブエノスアイレス ⇄ ボゴタ間往 復 70,000 円/往復 ボゴタ ⇄ 地方都市間往復 50,000 円/往復

以 上

